

東京医療保健大学障がい学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法(昭和45年制定法律第84号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年制定法律第65号)およびその他の法令の定めに基づき、東京医療保健大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生(以下「障がい学生」という。)の修学の支援(以下「支援」という。)に係る基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がい学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害および発達障害等の障がいがあり、障害者手帳又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有するとともに、本人が支援を受けることを希望し、かつ第5条に定める東京医療保健大学障がい学生修学支援委員会において、その必要性を認められた本学の学生をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。

(支援体制)

第4条 学部、研究科、専攻科(以下、「学部等」という。)の長は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援を実施する責務を有する。

- 2 支援の実施にあたっては障がい学生が所属又は志望する学部等が主たる責任をもつ。
- 3 教職員は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生支援の実施に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(委員会)

第5条 障がい学生のための支援に関する重要事項を審議するため、東京医療保健大学障がい学生修学支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(支援の申出)

第6条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人から申し出ることができる。

2 申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、委員会において、協議するものとする。

(試験等に関する特別措置)

第7条 学長は、障がい学生に関する試験等に関し、他の学生と同じ基準で評価を受けられることを保証するため、特別措置を講ずるものとする。

(事務)

第8条 支援に関する事務は、関係部署の協力を得て、当該学部等の事務組織および、学生支援センターが処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、障がい学生の支援に関し必要な事項は学長が別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。